

京都市告示第 1 1 1 号

平成 2 9 年 5 月 8 日から、平成 2 2 年 3 月 3 1 日付け京都市告示第 4 9 6 号の一部を次のように改めます。

平成 2 9 年 5 月 2 日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
用途	西京保健センターにおいて所掌する事務	西京保健センターにおいて所掌する事務（子どもはぐくみ室において所掌する事務を除く。）

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)